

液化石油ガス設備士の心得

- 1 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、作業に関する保安に努めること。
- 2 作業中は、必ず本免状を携帯すること。
- 3 本免状を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。
- 4 本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
- 5 本免状の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。
- 6 免状の交付を受けた日に属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う講習を受けること。第1回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に第2回の講習を受けること。第3回以降も同様とする。

液化石油ガス設備士免状

3センチメートル

写真

←

2.4センチメートル

→

免状の番号	
氏名	
住所	
生年月日	

押出し
スタンプ

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定によりこの免状を交付する。

年 月 日

都道府県知事 ㊞

(表)

講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印

(裏)

受講年月日	受講場所	講習実施者認印

(表)

備考

(裏)

- (備考) 1 表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、文字は金又は黄文字とする。
- 2 用紙は、洋紙とする。